

スモークマシン使用時における実施措置指導書

高山市消防本部

スモークマシン使用時に必要な申請書

申請内容明細書・・・・・・・・・・例に従い記入した後、施設長又は代理の承諾を得ること。
禁止行為解除に関する申請書・・・・・・・・主催者（申請者）が必要事項を記入し、正副本を作成して高山消防署警防課へ提出し、承認審査を得て、本書及び副本記載の指示事項を遵守すること。

スモークマシン使用時に実施する措置

屋外への煙流出がないような措置をとること。

発生煙による自動火災報知機感知器誤作動の有無を施設管理者と申請者が合同で検証し、その結果、止む無く自動火災報知設備のベルを停止しておきたいと判断した場合、次の措置を講じること。

- ア ベル停止する範囲は地区ベルのみとし、停止時間は必要最低限とすること。
- イ 自動火災報知設備受信機に 1 名を配置し監視体制をとること。
- ウ 煙発生場所に警戒員 1 名以上配置し、受信機側との連絡体制を確立すること。
- エ 感知器が作動し自火報受信機に火災信号が発報した場合、ただちに該当区域の状況を確認し、当該施設の消防計画に基づいた適正な行動を実施すること。
- オ 煙発生行為が終了した場合、施設管理者の責任において、すみやかに自動火災報知設備を通常監視状態に復旧すること。（申請者から施設管理者へ立会を求めた上で復旧するなど、施設管理者が確認できる方法について事前に依頼しておくこと。）
- カ その他防火管理上、必要な措置をとること。